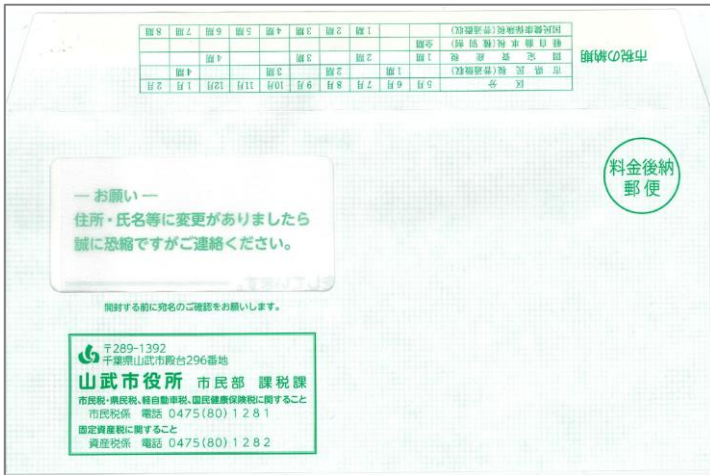


(3) 課税課から とどく手紙



つぎの しゃしんの ふうとうが ゆうびんで とどきます。

【ふうとうの しゅるい】



【手紙に 書いてあること】

- 住民税申告書**

住民税申告書は **まえの年の 収入 < はたらいて もらったお金 > を 言う紙**です。
紙を **出さない**と **課税証明書**を **つくる**ことが **できません**。
- 市・県民税 納税通知書**

市・県民税の **金がくと** **いつまでに はらうか**を **おしらせ**する紙です。
税金を はらわないと **納税証明書**を **つくる**ことが **できません**。
- 国民健康保険税 納税通知書**

国民健康保険税の **金がくと** **いつまでに はらうか**を **おしらせ**する紙です。
税金を はらわないと **納税証明書**を **つくる**ことが **できません**。
税金を はらわないと **保険証 < 保険カード > の きか**が **みじか**くなります。

千葉県山武市 令和 年度 国民健康保険税 納税通知書(国民健康保険税額決定通知書)
兼 特別徴収開始通知書
国民健康保険税額をこの通知書のとおり決定しましたので通知します。
千葉県山武市長

国民健康保険税は、被保険者の属する世帯主に対して課税されます。世帯主が国民健康保険税の被保険者でない場合でも、納税義務者は世帯主となります。

| | | |
|--------|------------|---|
| 年間保険税額 | | 円 |
| 内 | 普通徴収年間保険税額 | 円 |
| 訳 | 特別徴収年間保険税額 | 円 |

◎ 封封されている納付書は、機械で処理しますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

千葉県山武市 令和 年度 国民健康保険税 納税通知書(国民健康保険税額決定通知書)
兼 特別徴収開始通知書
国民健康保険税額をこの通知書のとおり決定しましたので通知します。
千葉県山武市長

国民健康保険税は、被保険者の属する世帯主に対して課税されます。世帯主が国民健康保険税の被保険者でない場合でも、納税義務者は世帯主となります。

| | | | |
|--------|------------|--------|---|
| 年間保険税額 | | 143500 | 円 |
| 内 | 普通徴収年間保険税額 | 143500 | 円 |
| 訳 | 特別徴収年間保険税額 | | 円 |

◎ 封封されている納付書は、機械で処理しますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

| | |
|-------|--|
| 納付書番号 | |
| 住民コード | |
| 世帯コード | |
| 備 考 | |

● 軽自動車税（種別割）納税通知書

軽自動車税の金^{きん}がくと いつまでに はらうかを おしらせする手紙^{てがみ}です。

税金^{ぜいきん}を はらわないと 納税証明書をつくる^{のうぜいしょうめいしょ}ことが できません。

納税証明書は 車検^{しゃけん}< 車の ^{くるま}けんさ >で つかいます。

● 固定資産税 納税通知書

固定資産税の金^{きん}がくと いつまでに はらうかを おしらせする手紙^{てがみ}です。

税金^{ぜいきん}を はらわないと 納税証明書をつくる^{のうぜいしょうめいしょ}ことが できません。

● 償却資産 申告書

償却資産を 申告^{しんこく}する紙^{かみ}です。

紙^{かみ}を出さない^だと あとで 税金^{ぜいきん}を まとめて はらうことが あります。

◎9 ページと 10 ページの むずかしい ことば ◎

※課税証明書・・・あなたが いくら おきゅうりょうを もらったかと 税金^{ぜいきん}の 金^{きん}がくとを しょうめいする 紙^{かみ}

※納税証明書・・・あなたが 税金^{ぜいきん}を はらったことを しょうめいする 紙^{かみ}

※市・県民税・・・住所^{しゅうしょ}がある ところに はらう 税金^{ぜいきん}

※国民健康保険税・・・国民健康保険に 入った人が はらう 税金^{ぜいきん}

※軽自動車税・・・原動機付自転車や 軽自動車^{けいじどうしゃ}を もっている人が はらう 税金^{ぜいきん}

※固定資産税・・・土地や たてものを もっている人が はらう 税金^{ぜいきん}

※償却資産・・・会社^{かいしゃ}を している人が 会社^{かいしゃ}で使う きかいや たてもの

※申告する・・・ぎむとして 市役所^{しやくしょ}に しらせること

| くわしい 話 ^{はなし} を きく ところ | ばしょ | でんわばんごう |
|--------------------------------|--|--------------|
| 課税課 市民税係 ^{しみんぜいかかり} | 山武市 ^{さんぶし} 殿台 ^{とのだい} 296番地 ⑦まどぐち | 0475-80-1281 |
| 課税課 資産税係 ^{しさんぜいかかり} | 山武市 ^{さんぶし} 殿台 ^{とのだい} 296番地 ⑦まどぐち | 0475-80-1282 |

< うけつけ時間 > 月曜日^{げつようび}から 金曜日^{きんようび}まで ごぜん 8時30分^{じ ぶん}から ごご 5時^じまで

※土曜日^{どようび} 日曜日^{にちようび} しゅく日^{じつ}と 12月29日^{がつ にち}から つぎの年1月3日^{とし がつ にち}までは やすみです。